

令和8年6月5日

令和8年度市民税・県民税の特別徴収税額決定通知書の送付誤りについて

令和8年5月25日（月）、市民税課において、市民税・県民税の特別徴収税額決定通知書を発送したところ、2人分について、本来の送付先とは別の事業所に送付したことが判明しました。

対象となった方には、大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

- 1 対象者
2人
- 2 漏洩した事項
氏名、住所及び特別徴収税額
- 3 原因
課税資料の確認時における、事業所情報等の確認不足
- 4 対応
誤って送付した書類については回収しました。
本来送付すべき事業所に対しては、架電及び訪問により、事情の説明及び謝罪を行い、正しい書類をお渡ししました。
- 5 対策
課税資料確認時におけるチェック体制の強化、マニュアルへの記載及び処理方法の徹底をすることで、再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ】

市民生活部市民税課 電話0568-85-6093